

議案第 5 6 号

安中市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する
条例の一部を改正する条例について

安中市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を
改正する条例

安中市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成２８年
安中市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「令和８年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改め、「償却資産」
の次に「（所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第６条第１号から第３号まで又
は法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第１３条第１号から第３号までに掲げる
ものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行し、令和９年度以後の固定資産税について適用する。
（経過措置）
- ２ この条例による改正後の安中市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例
に関する条例第２条の規定は、施行の日以後に新設され、又は増設される設備につい
て適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。